

P F I 導入ガイドライン

平成 1 5 年 3 月策定

平成 2 9 年 1 2 月改定

茨城県

目次

はじめに	3
------	---

第1章 PFIの概要

<u>1 PFIの基本理念</u>	
(1) PFIとは	4
(2) PFIで期待される効果	5
(3) PFIの基本原則	6
<u>2 PFIの仕組み</u>	
(1) PFIの対象施設	7
(2) PFIの事業スキームと関係主体の役割	8
(3) PFIの事業類型	9
(4) PFIの事業方式	10
<u>3 PFIの特徴</u>	
(1) 従来型公共事業との違い	11
(2) VFMの評価	12
(3) リスク分担	13

第2章 本県におけるPFIの導入方針

<u>1 PFI導入の考え方</u>	14
<u>2 検討対象事業</u>	
(1) 対象施設	14
(2) 対象事業規模	14
<u>3 推進体制</u>	15

第3章 PFI事業の実施手順

<u>◇ PFI事業の実施手順一覧</u>	16
<u>1 事業実施の検討（「PPP／PFI手法導入優先的検討規程」に基づく検討）</u>	
(1) 適切なPPP／PFI手法の選択	17
(2) 簡易な検討	18
(3) 詳細な検討	19
(4) PFI導入の決定	19

1-2	<u>民間事業者からの提案</u>	20
2	<u>実施方針の策定・公表</u>	
(1)	アドバイザーの選定・委託	21
(2)	事業者選定委員会の設置	22
(3)	事業者選定方式の検討	22
(4)	実施方針の策定・公表	23
(5)	実施方針に対する質問・意見への対応	26
3	<u>特定事業の選定・公表</u>	
(1)	特定事業の選定	27
(2)	特定事業の公表	27
(3)	債務負担行為の設定	27
4	<u>民間事業者の募集・選定・公表</u>	
(1)	公募用の書類の作成	28
(2)	民間事業者の募集	31
(3)	民間事業者の選定・公表	31
5	<u>契約の締結</u>	
(1)	契約内容の協議	32
(2)	仮契約の締結	32
(3)	議会の議決	33
(4)	本契約の締結・公表	33
(5)	直接協定（ダイレクトアグリーメント）の締結	33
6	<u>事業の実施・監視・終了</u>	
(1)	事業の実施・監視（モニタリング）	34
(2)	事業の終了	34

はじめに

- P F I (Private Finance Initiative) は、P P P (Public Private Partnership =官民連携) の手法の1つであり、平成11年9月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(P F I 法) が施行されるとともに、平成12年3月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(国のP F I 基本方針) が閣議決定され、その枠組みが設けられました。その後、数次にわたる法令等の改正が行われ、対象が拡大されるなど、活用の促進が図られています。
- 政府においては、「P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月)、「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」(平成27年6月)、「P P P / P F I 推進アクションプラン」(平成28年5月)等によりP F I の事業規模の拡大を目指しています。これに関連して、平成27年12月には、人口20万人以上の地方自治体に対し、「P P P / P F I 手法導入優先的検討規程」の作成を要請しています。
- 本県においては、これまでに、「常陸那珂港北公共埠頭コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業」(平成12年度)及び「県庁舎立体駐車場整備事業」(平成19年度)の2件のP F I 事業を実施していますが、市町村や民間等と連携した行政運営に向けて、さらなる民間活力の導入の推進を図ってまいります。
- 本ガイドラインは、本県におけるP F I の導入を促進するため、平成15年3月に策定したところですが、その後の法令改正や「茨城県P P P / P F I 手法導入優先的検討規程」(平成29年12月)の作成等を踏まえ、今回改定したものです。今後も適宜改定してまいります。
- また、P F I の導入に当たっては、内閣府民間資金等活用事業推進室(P F I 推進室)が作成し、ウェブページで公開している資料等が参考になります。本ガイドラインにおいても参照できるよう示しています。

<主な内閣府資料>

- ・ 地方公共団体におけるP F I 事業導入の手引き
- ・ P P P / P F I 手法導入優先的検討規程運用の手引き
- ・ 地方公共団体向けサービス購入型P F I 事業実施手続簡易化マニュアル
- ・ P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン
- ・ P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン
- ・ V F M (Value For Money) に関するガイドライン
- ・ 契約に関するガイドライン
- ・ モニタリングに関するガイドライン
- ・ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

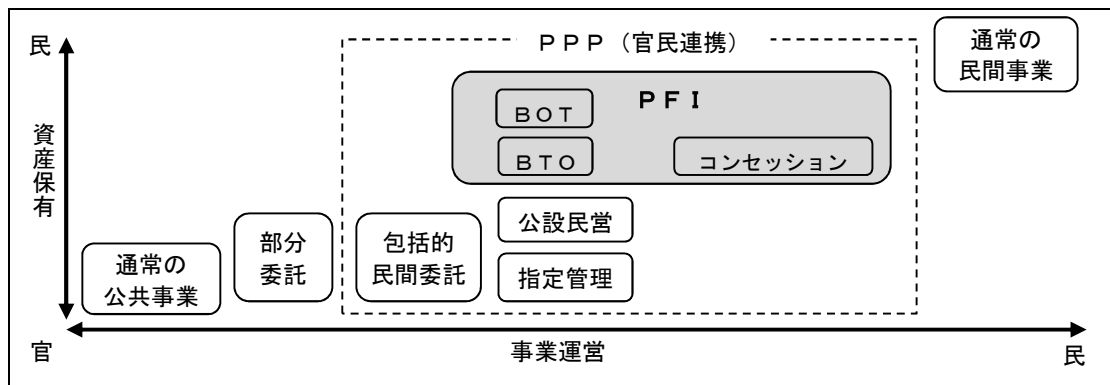
第1章 PFIの概要

1 PFIの基本理念

(1) PFIとは

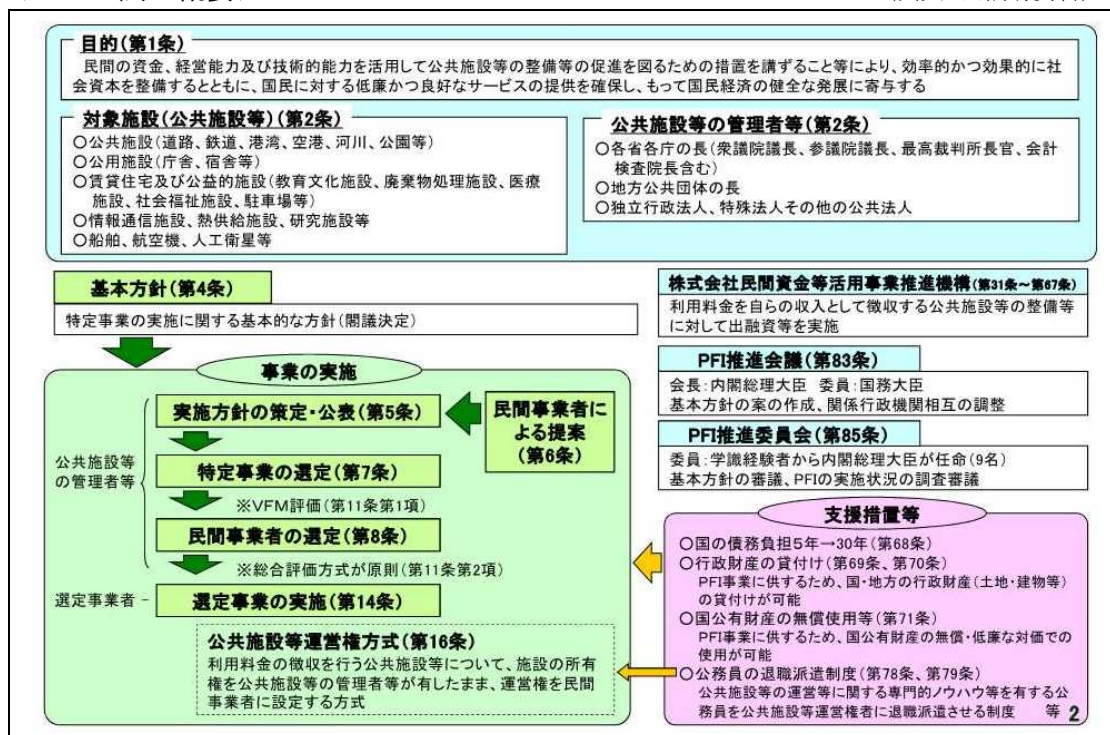
- PFI (Private Finance Initiative) とは、PPP (Public Private Partnership =官民連携) の手法の1つであり、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、または、同一価格でより上質のサービスを提供するものです。
- わが国においては、平成11年9月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が施行されるとともに、平成12年3月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(国のPFI基本方針)が閣議決定され、PFIの枠組みが設けられています。

<公共施設等の整備等手法におけるPFIの位置づけ>



<PFI法の概要>

(出典：内閣府資料)



(2) P F Iで期待される効果

○ P F Iの導入により、次のような効果が期待されます。

① 低廉かつ良質な公共サービスの提供

P F Iでは、民間事業者の持つ経営上のノウハウや技術的能力を活用できることから、事業全体の効率的なリスク管理ができること、建設・製造・改修・維持管理・運営の全部または一部が一体的に扱われること等により、事業コストの削減、質の高い社会資本の整備や公共サービスの提供が可能になります。

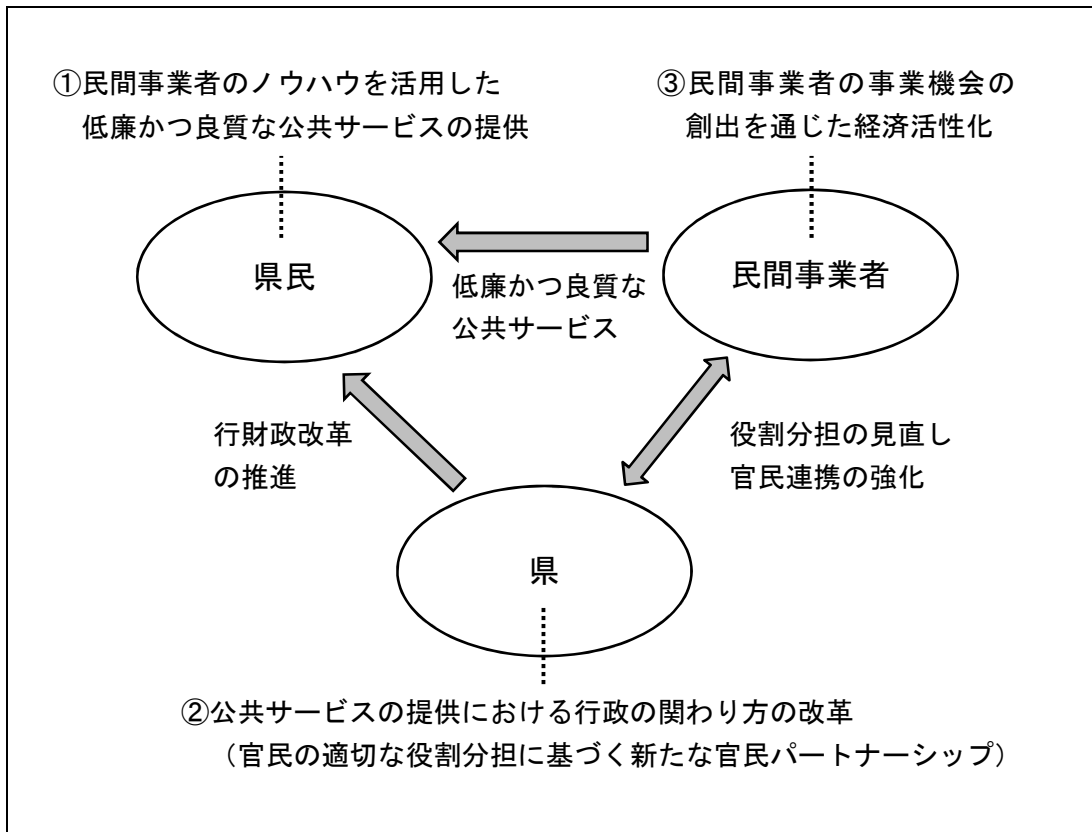
② 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

P F Iでは、民間事業者の自主性・創意工夫を尊重しつつ、公共施設等の整備等に関する事業をできる限り民間事業者に委ねて実施することから、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されることが期待されます。

③ 民間の事業機会を創出することを通じた経済の活性化

P F Iでは、これまで行政が行ってきた公共施設等の整備等の事業を民間事業者に委ねることから、民間事業者の新たな事業機会を創出することが期待されます。

< P F I導入効果イメージ >



(3) P F I の基本原則

- P F I の基本理念や期待される効果を実現するため、国の P F I 基本方針では、次の 5 つの原則と 3 つの主義に基づき P F I 事業を実施することが必要とされています。

< 5 つの原則 >

① 公共性原則	公共性のある事業が対象であること
② 民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること
③ 効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること
④ 公平性原則	特定事業の選定及び民間事業者の選定において公平性が担保されること
⑤ 透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること

< 3 つの主義 >

① 客観主義	P F I 事業の実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められること
② 契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること
③ 独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性または事業部門の区分経理上の独立性が確保されること

2 PFIの仕組み

(1) PFIの対象施設

- PFI事業の対象となる公共施設は、PFI法第2条において、次のとおり定められています。

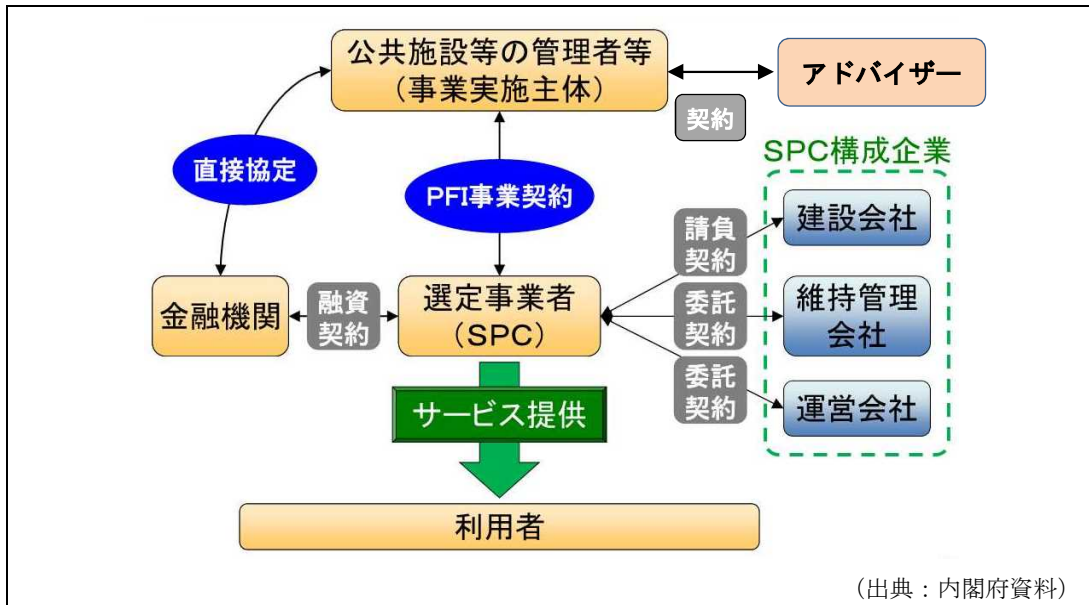
<PFI事業の対象施設>

分野	施設
① 公共施設	道路，鉄道，港湾，空港，河川，公園，水道，下水道，工業用水道等
② 公用施設	庁舎，宿舍等
③ 公益的施設	賃貸住宅及び教育文化施設，廃棄物処理施設，医療施設，社会福祉施設，更生保護施設，駐車場，地下街等
④ その他の施設	情報通信施設，熱供給施設，新エネルギー施設，リサイクル施設（廃棄物処理），観光施設，研究施設
⑤ 輸送施設及び人工衛星	船舶，航空機等及び人工衛星
⑥ 上記以外	前各号に掲げる施設に準ずる施設

(2) P F I の事業スキームと関係主体の役割

- P F I 事業では、事業の性格等に応じて様々な事業スキームが想定されますが、一般的には次のとおりです。

< P F I の一般的な事業スキーム >




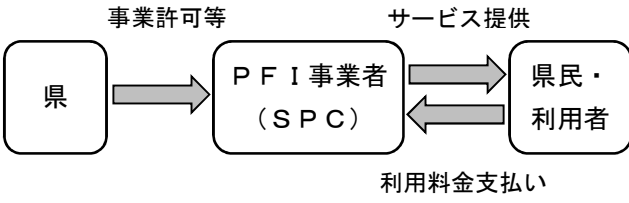
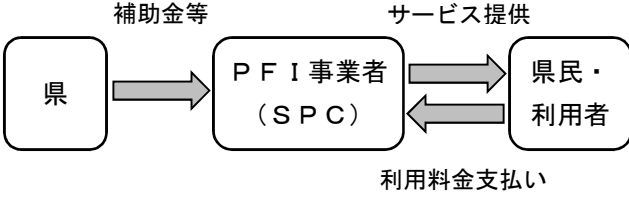
< 関係主体の役割 >

関係主体	主な役割
公共施設等の 管理者 (県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 事業で提供する公共サービスの内容や水準を決定し、事業の実施を決定します。 ・ 具体的に事業を進めるための実施方針を策定し、特定事業を選定し、民間事業者を選定し、事業を実施します。 ・ 民間事業者が提供する公共サービスを監視 (モニタリング) します。
選定民間 事業者 (S P C)	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 事業に参加する複数の企業とコンソーシアム (企業連合) をつくり、コンソーシアムに参加している企業が出資して、「特定目的会社」 (S P C : Special Purpose Company) を設立し、県と契約を締結します。 ・ 必要に応じて、コンソーシアムに参加している企業と工事請負や管理運営などの個別契約を締結します。 ・ 金融機関等から資金を調達し、公共サービスの提供を行い、実施状況を県に報告します。
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ S P C に融資を実施します。 ・ 必要に応じて、県との間で、S P C の破綻により事業遂行に支障が生じる場合への対応を定めた直接協定 (ダイレクトアグリーメント) を締結します。
アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県とアドバイザー契約を締結し、P F I 事業の実施に必要な手続きを円滑に進められるよう、金融、法務、技術等の専門知識を助言します。

(3) P F I の事業類型

- P F I 事業は、行政の関与の方法（事業コストの回収方法等）によって、3つの事業類型に分類されます。
- P F I 事業の実施に当たっては、事業内容や法制度、採算性等を考慮し、最も効率的で効果的な行政サービスを提供できる形を構築する必要があります。

< P F I の事業類型 >

類型	内容	実施事例
①サービス購入型	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 事業者が、公共施設等の整備・維持管理・運営等を行い、公共サービスを提供します。 ・ P F I 事業者は、公共サービス提供の対価としての行政からの支払いによって事業コストを回収します。 	庁舎 学校 美術館 病院 など
②独立採算型	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 事業者が、公共施設等の整備・維持管理・運営等を行い、公共サービスを提供します。 ・ P F I 事業者は、利用料金収入のみによって事業コストを回収します。 	港湾施設 駐車場 など
③ジョイントベンチャー型（混合型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス購入型と独立採算型と合わせたもので、P F I 事業者が、公共施設等の整備・維持管理・運営等を行い、公共サービスを提供します。 ・ P F I 事業者は、利用料金収入を主に、行政からの補助金等と合わせて事業コストを回収します。 	宿泊施設 発電施設 鉄道 など

(4) P F Iの事業方式

- P F I事業は、「建設」「所有」「運営及び維持管理」等の事業過程における行政と民間事業者の関係によって、主に次のような事業方式に分類されます。

< P F Iの主な事業方式 >

事業方式	内容
B T O (Build Transfer Operate)	民間事業者が資金調達して、施設を建設 (Build) し、施設の所有権を行政に移転 (Transfer) した上で、民間事業者が維持管理・運営 (Operate) を行う。
B O T (Build Operate Transfer)	民間事業者が資金調達して、施設を建設 (Build) し、維持管理・運営 (Operate) を行い、事業期間終了後に施設の所有権を行政に移転 (Transfer) する。
B O O (Build Own Operate)	民間事業者が資金調達して、施設を建設 (Build) し、所有権を保有したまま (Own) 維持管理・運営 (Operate) を行う。事業期間終了後の所有権移転は想定しない。
B T (Build Transfer)	民間事業者が資金調達して、施設を建設 (Build) し、施設の所有権を行政に移転 (Transfer) する。
R O (Rehabilitate Operate)	施設の所有権を行政に留保したまま、民間事業者が資金調達して、施設を改修 (Rehabilitate) し、維持管理・運営 (Operate) を行う。
公共施設等運営権方式 (コンセッション)	施設の所有権を行政に留保したまま、民間事業者に公共施設等の運営権を設定する。

◆ 公共施設等運営権方式 (コンセッション) については、内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を参照してください。

< (参考) P F I以外の主な P P Pの事業方式 >

事業方式	内容
D B O (Design Build Operate)	行政が資金調達して、民間事業者が施設を設計 (Design) ・建設 (Build) し、施設の所有権を行政に留保したまま、民間事業者が維持管理・運営 (Operate) を行う。
指定管理者制度	行政が指定管理者として指定した民間事業者が、施設の管理運営を代行する。
包括的民間委託	行政の委託を受けた民間事業者が、施設の管理運営業務を包括的に行う。
E S C O	既存施設の省エネルギー改修を行い、その全ての経費を光熱水費の削減分で賄う。

3 P F I の特徴

(1) 従来型公共事業との違い

- P F I 事業は、民間の資金と経営上のノウハウや技術的能力を効果的に活用できるように、行政側の関与は必要最小限にとどめる必要があります。このため、従来型公共事業と比較して、次のような違いがあります。

<従来型公共事業とP F I 事業の主な違い>

項目	従来型公共事業	P F I 事業
実施方法	設計・建設・維持管理・運営について、個別に行政が実施	設計・建設・維持管理・運営について、民間が一括して実施
発注方法	仕様発注 (施設の構造や資材等を詳細に定めた仕様書に示して発注)	性能発注 (具体的な仕様の特定は必要最小限とし、行政が求めるサービスの内容や水準を示すにとどめる)
資金調達方法	公共が調達 (一般財源、起債、補助金等)	民間が調達 (特定の事業に対する融資であるプロジェクトファイナンス等)
対価支払方法	固定	業績連動 (契約期間中の実績を監視し、要求水準の達成度に応じた支払)
契約期間	単年度契約または5年以内	15年～30年程度
税制上の扱い	非課税 (事業主体が県のため)	課税 (登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税 等) ※税目は事業方式によって異なります。 ※税目によっては、特例措置があります。

(2) VFMの評価

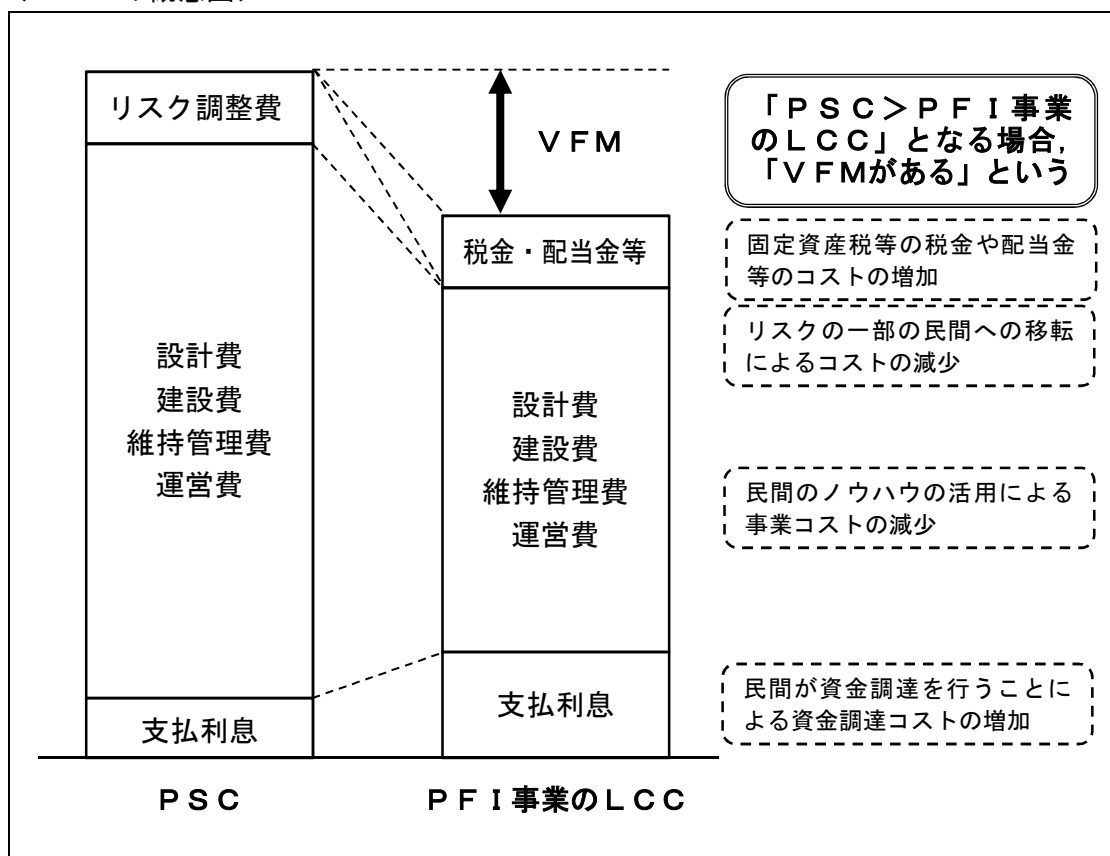
- VFM (Value For Money) とは、「支払いに対して最も価値の高いサービスを提供する」という考え方です。公共施設の整備事業を実際にPFIで実施するかどうかは、公共が自ら実施する場合と比較したVFMの有無を評価して判断します。
- VFMの評価に当たっては、同一水準の公共サービスが提供されることを前提に、公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公共財政負担見込額の現在価値 (PSC : Public Sector Comparator) と、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公共財政負担見込額の現在価値 (PFI事業のLCC : Life Cycle Cost) を比較します。

◆ VFMについて、詳しくは、内閣府「VFMに関するガイドライン」を参照してください。

<VFMの算出式>

$$VFM (\%) = \frac{PSC - PFI \text{事業の} LCC}{PSC} \times 100$$

<VFMの概念図>



(3) リスク分担

- P F I 事業の契約等を締結する時点では、事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等一切の事由を正確には予測し得ず、これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出または事業から得られる収入が影響を受けることがあります。このような不確実性のある事由によって損失が発生する可能性を「リスク」といいます。

- P F I 事業では、従来型公共事業では主として行政が担っていたリスクを民間事業者と適切に分担することになります。
リスク分担に当たっては、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて取り決めます。

- ◆ リスク分担について、詳しくは、内閣府「P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」を参照してください。

第2章 本県におけるPFIの導入方針

1 PFI導入の考え方

- 本県においては、限りある人員体制や依然として厳しい財政状況の下、複雑化・多様化する県民ニーズに的確に対応していく必要があります。
- このため、本県では、「民間活力の導入に関する基本指針」（平成19年4月）に基づき、民間にできることは民間に委ねることにより、行政サービスの質の向上や行政運営体制のスリム化等を図ることとしています。
また、「茨城県公共施設等総合管理計画」（平成27年3月）においても、資産の有効活用方針として、民間資金等の活用を図ることとしています。
- このような状況の中、PFIについては、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を実施するとともに、新たな事業機会の拡大や民間投資の喚起を図ることができる有力な手法の一つであることから、その導入可能性を積極的に検討することとします。
具体的には、「茨城県PPP/PFI手法導入優先的検討規程」（平成29年12月）に基づき、検討することとします。

2 検討対象事業

- 次の（1）及び（2）に該当する公共施設整備等事業を検討対象とします。

（1）対象施設

対象施設	対象施設の具体例
建築物	文教施設、医療施設、斎場、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、宿舎、事務庁舎 等
プラント	廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設 等
利用料金の徴収を行う公共施設	空港、水道、下水道 等

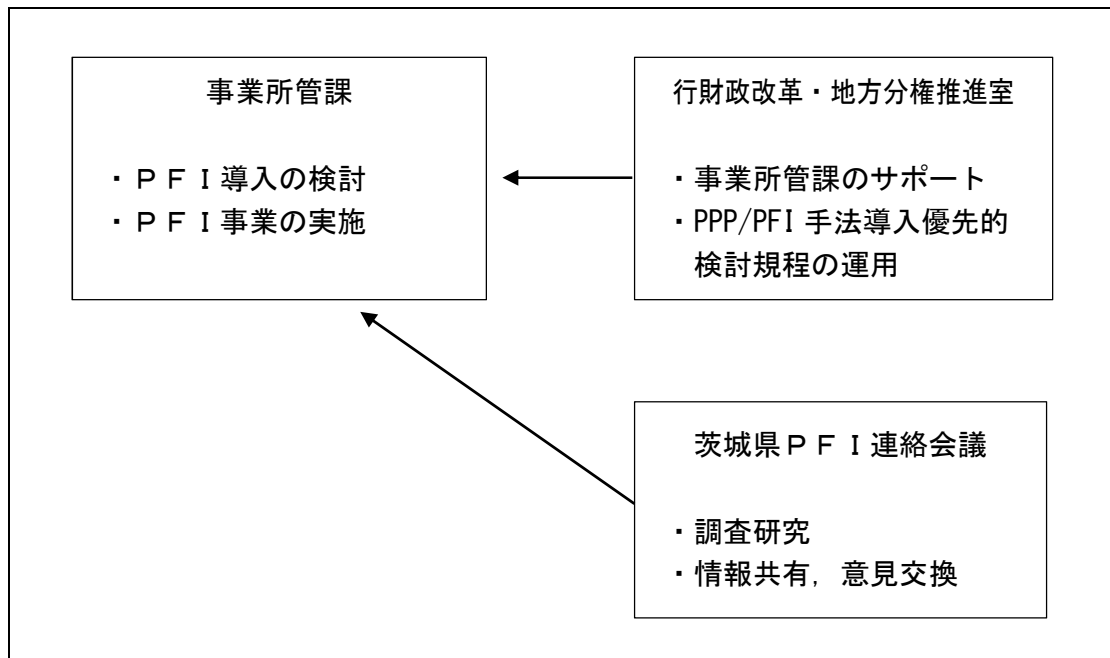
（2）対象事業規模

整備等の内容	対象事業規模
建設、製造または改修を含むもの	事業費総額10億円以上
運営のみを行うもの	単年度事業費1億円以上

3 推進体制

- P F I は、公共施設整備等事業を効率的・効果的に実施するための一つの手法であることから、P F I の導入にあたっては、基本的に、当該事業の所管課によって検討が開始され、方針の決定やその後の諸手続きも、当該事業の所管課によって進めます。
- しかしながら、P F I の導入については、庁内に十分なノウハウが蓄積されていないことから、行財政改革・地方分権推進室がサポートします。
- このほか、P F I 制度について調査研究することを目的として、「茨城県P F I 連絡会議」を設置しています。

<推進体制>



<茨城県P F I 連絡会議構成員名簿>

平成 25 年 5 月 31 日設置

座長	総務部行財政改革・地方分権推進室 副参事	
副座長	〃 係長	
構成員	総務部	財政課長及び管財課長がそれぞれ指定する職員
	企画部	空港対策課長が指定する職員
	農林水産部	水産振興課長が指定する職員
	土木部	道路維持課長, 港湾課長, 公園街路課長, 下水道課長 及び住宅課長がそれぞれ指定する職員
	企業局	総務課長及び施設課長が指定する職員
	教育庁	財務課長が指定する職員

第3章 PFI事業の実施手順

◇ PFI事業の実施手順一覧（次ページ以降で詳細を記載。実施年度は目安。）

1 ～ 2 年度目	1 事業実施の検討 （「PPP/PFI手法導入優先的検討規程」に基づく検討）	参照ページ
	(1) 適切なPPP/PFI手法の選択	P17
	(2) 簡易な検討	P18
	(3) 詳細な検討	P19
	(4) PFI導入の決定	P19
↓		
	1-2 民間事業者からの提案（PFI法第6条）	P20
1 ～ 2 年度目	2 実施方針の策定・公表（PFI法第5条）	参照ページ
	(1) アドバイザーの選定・委託	P21
	(2) 事業者選定委員会の設置	P22
	(3) 事業者選定方式の検討	P23
	(4) 実施方針の策定・公表	P24
	(5) 実施方針に対する質問・意見への対応	P26
↓		
1 ～ 2 年度目	3 特定事業の選定・公表（PFI法第7条）	参照ページ
	(1) 特定事業の選定	P27
	(2) 特定事業の公表	P27
	(3) 債務負担行為の設定	P27
↓		
2 ～ 3 年度目	4 民間事業者の募集・選定・公表（PFI法第8条）	参照ページ
	(1) 公募用の書類の作成	P28
	(2) 民間事業者の募集	P31
	(3) 民間事業者の選定・公表	P31
↓		
2 ～ 3 年度目	5 契約の締結	参照ページ
	(1) 基本協定の締結	P32
	(2) 仮契約の締結	P32
	(3) 議会の議決	P33
	(4) 本契約の締結・公表	P33
	(5) 直接協定（ダイレクト・アグリーメント）の締結	P33
↓		
3 年度目 ～	6 事業の実施・監視・終了（PFI法第14条）	参照ページ
	(1) 事業の実施・監視（モニタリング）	P34
	(2) 事業の終了	P34

1 事業実施の検討（「PPP／PFI手法導入優先的検討規程」に基づく検討）

○ 事業所管課は、検討対象事業（第2章－2（P14））に該当する公共施設等の整備等の方針を検討する際に、「茨城県PPP／PFI手法導入優先的検討規程」に基づき、併せてPPP／PFI手法の導入を検討します。

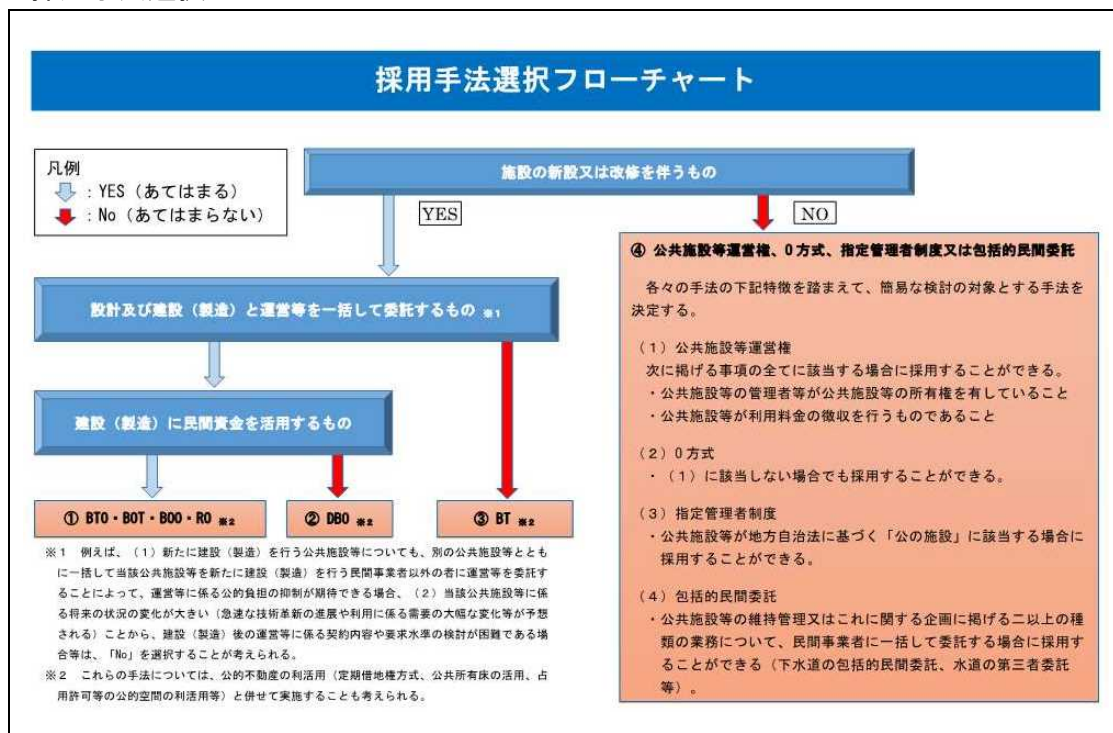
◆ 詳しくは、「茨城県PPP／PFI手法導入優先的検討規程」を参照してください。

◆ また、内閣府「PPP／PFI手法導入優先的検討規程運用の手引き」及び「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」ステップ1 1-1を参照してください。

（1）適切なPPP／PFI手法の選択

- 事業の特性等を踏まえ、従来型手法（公共が自ら実施する手法）との比較検討の対象となる適切なPPP／PFI手法（採用手法）の選択を行います。
- PPP／PFI手法の選択には、採用手法選択フローチャートを参考に用います。（主なPPP／PFI手法については、第1章－2－（4）（P10）を参照してください。）

<採用手法選択フローチャート>



（出典：内閣府資料）

(2) 簡易な検討

- 従来型手法による場合と、(1) で選択した採用手法による場合との間で、費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価します。
- 費用総額の比較には、「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」を用います。

<PPP/PFI手法簡易定量評価調書>

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が 自ら整備等を行う手法)	選択手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等 を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

(出典：内閣府資料)

- ただし、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難なときは、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価します。
 - ① 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
 - ② 類似事例への調査を踏まえた評価
- 検討の結果、採用手法の導入に適さないと評価した場合は、その旨及び評価結果の内容をウェブページ上等で公表します。

(3) 詳細な検討

- (2) の簡易な検討において採用手法の導入に適すると評価された事業については、より詳細な検討を行い、採用手法導入の適否を評価します。
- 詳細な検討に当たっては、「P F I 導入可能性調査」を実施しますが、専門的な知識やノウハウが必要となるため、事業所管課における評価が困難な場合は、外部コンサルタントへの調査委託等により実施します。この場合、所要の経費の予算措置が必要となります。また、P F I 導入可能性調査には、通常3～6ヶ月程度の期間を要します。
- 検討の結果、採用手法の導入に適さないと評価した場合は、その旨及び評価結果の内容をウェブページ上等で公表します。

< P F I 導入可能性調査の主な内容 >

調査項目	内容
①事業計画の整理	施設内容、事業内容、事業スケジュール等の事業計画を整理
②法制度や支援措置の整理	関係法令や諸規制、補助制度や税制優遇措置等を整理
③P F I 導入範囲の検討	設計、建設、維持管理、運営の各段階について、民間事業者に委ねる範囲を検討
④事業スキームの検討	事業類型（サービス購入型、独立採算型等）や事業方式（B T O、B O T等）を検討
⑤リスク分担の検討	事業期間全体を通して発生するリスクを洗い出し、県と民間事業者でどのように分担するか検討
⑥V F Mの評価	P S C及びP F I 事業のL C Cを算定し、V F Mの評価
⑦市場調査の実施	民間事業者の参入意欲や参入条件について、ヒアリングやアンケート等により把握 ※市場調査の実施に当たっては、ヒアリング等の対象となった民間事業者が入札等において有利とならないよう情報の取扱いに十分注意が必要
⑧総合評価	検討結果を踏まえ、P F I 導入の可能性を評価

(4) P F I 導入の決定

- (3) の詳細な検討の結果、V F Mの達成が確認されるなど、P F I 導入に適すると評価された事業については、P F I による事業の実施を決定し、手続きを進めます。

1-2 民間事業者からの提案（PFI法第6条）

- 民間事業者から公共施設等の管理者に対し、特定事業の実施方針を定めることを提案できる制度が設けられています。
 - 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めるかどうか検討し、その結果を遅滞なく、民間事業者に通知しなければならないこととされています。
 - 本県では事業所管課が民間提案の窓口となり、対応をします。
- ◆ 詳しくは、内閣府「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」ステップ1-1-2及び「PFI事業民間提案推進マニュアル」を参照してください。

2 実施方針の策定・公表（PFI法第5条）

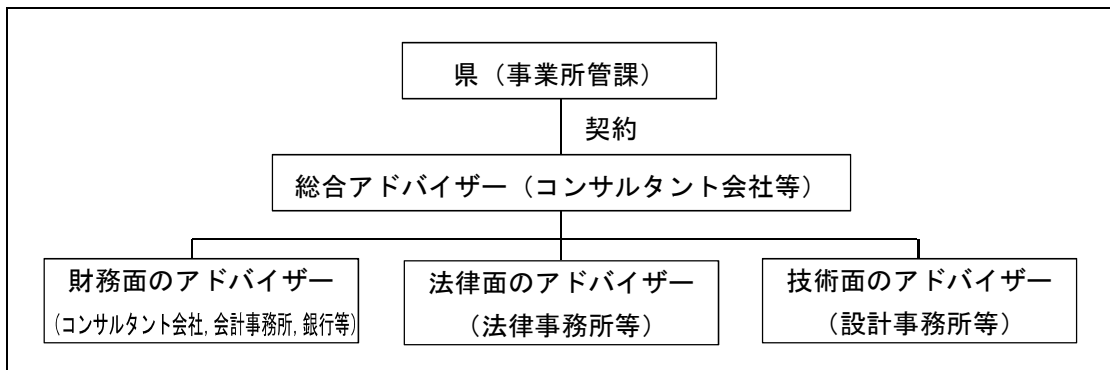
- 事業実施の検討の結果、PFIによる事業の実施が決定された事業については、PFI法第5条の規定に基づき、実施方針の策定・公表を行います。

◆ 詳しくは、内閣府「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」ステップ2を参照してください。

(1) アドバイザーの選定・委託

- PFI事業の実施に当たっては、財務面、法律面、技術面などにおいて、高度に専門的な知識を要するため、外部コンサルタントなどのアドバイザーを活用し、その協力を得ながら進めることが有効です。（所要の経費の予算措置が必要。）
- アドバイザーの選定に当たっては、業務の特殊性に鑑み、企画書の提出等を求めるプロポーザル方式による随意契約で委託することや、PFI導入可能性調査を実施した外部コンサルタントに引き続き随意契約で委託することが考えられます。
- アドバイザーは、各分野個別に委託することも可能ですが、全体を管理できる総合アドバイザーに委託することも有効です。

<アドバイザーの構成例>



<アドバイザーの主な業務内容>

段階	内容
①実施方針の策定、 特定事業の選定段階	・ 事業スキームの精査 ・ リスク分析の精査 ・ VFMの精査 ・ 実施方針案等の作成支援 等
②事業者の募集段階	・ 募集要項等の作成支援 ・ 質疑に対する回答の作成支援 等
③事業者の選定段階	・ 事業者選定委員会の運営支援 ・ 事業者選定の支援 等
④契約段階	・ 契約条件の整理 ・ 契約書案の作成支援 等

(2) 事業者選定委員会の設置

- 民間事業者の選定に当たっては、公平性、透明性、客観性を確保する必要があります。このため、事業所管課においては、当該事業に係る「事業者選定委員会」を設置します。

<事業者選定委員会の概要>

項目	内容
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者選定方式の検討 ・ 実施方針の検討 ・ 特定事業の選定に関する検討 ・ 事業者の募集・選定に関する検討 ・ 提案書の審査・評価 ・ 落札者の決定に関する検討 等
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の選定に当たっては、技術面・経営面等に関する専門知識が必要となることから、建築や財務関係の専門家等を含めた委員構成とすることが有効 (総合評価一般競争入札により事業者選定を行う場合は、学識経験者2名以上の意見聴取が必要)

(3) 事業者選定方式の検討

- PFI事業に係る事業者選定の方式としては、「総合評価一般競争入札方式」と「公募型プロポーザル方式」が想定されます。

<総合評価一般競争入札方式と公募型プロポーザル方式の比較>

項目	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
概要	価格だけでなく、「落札者決定基準」の条件も総合的に勘案して落札者を決定	公募により提案書を募集し、「事業者選定基準」に基づき最も優れた提案をした者（優先交渉権者）と契約交渉を行い、契約を締結（随意契約の予備手続）
法的根拠	地方自治法施行令第167条の10の2	地方自治法施行令第167条の2
契約形態	競争入札	随意契約
審査形式	学識経験者2名以上の意見聴取が必要	一般的に複数の者からなる審査委員会を設置
債務負担行為の設定時期	入札前	契約締結前

※ WTO政府調達協定の適用基準額を超える契約については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用を受け、随意契約の制限等が課されます。

(4) 実施方針の策定・公表

- 実施方針は、P F I 法第 5 条に基づき策定し、県が P F I 事業の基本的な内容を対外的に明らかにするものです。
- 当該年度に策定することが見込まれる実施方針については、P F I 法第 15 条に基づき、公表の見通しが立った段階で遅滞なく、実施方針の策定見通しを公表する必要があります。
- 実施方針の策定・公表は、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、なるべく早い段階で行うことが大切です。
- 実施方針の公表は、ウェブページ等で行いますが、広く周知し、民間事業者の参加促進を図るため、説明会の開催も有効です。

◆ 過去の他自治体の事例の実施方針については、各自治体や日本 P F I ・ P P P 協会のウェブページ等で閲覧することができますので、参考にしてください。

<実施方針の策定見通しにおいて公表する項目（P F I 法施行規則第 2 条）>

①特定事業の名称，期間，概要
②公共施設等の立地
③実施方針を策定する時期

<実施方針に定める項目（P F I 法第 5 条）>

項目	内容（例）
①特定事業の選定に関する事項	<p><事業内容に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業名称 ・公共施設等の種類 ・公共施設等の管理者等の名称 ・事業目的 ・提供される公共サービスの内容 ・事業形態（事業方式，事業範囲，事業期間，費用負担，事業終了時における施設の移管方法や条件等） ・事業スケジュール ・事業に必要とされる根拠法令等 <p><選定に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定方法 ・選定基準 ・選定結果の公表
②民間事業者の募集及び選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公募等の具体的方法 ・募集期間 ・民間事業者が備えるべき参加資格要件 ・応募に係る提出書類

	<ul style="list-style-type: none"> ・選定基準 ・選定結果の公表
③民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・予想されるリスクの分類及び官民間での分担（別紙として「リスク分担表」を作成。P25参照。） ・提供されるサービス水準（性能に関する仕様。別紙として「要求水準書」を作成。P26参照） ・公共施設等の管理者等による支払いに関する事項 ・民間事業者による設計，建設，維持管理，運営に関する責任の履行に関する事項 ・事業の実施状況の監視（主体，頻度，内容・基準，結果の公表等。別紙として「モニタリング基本要領」を作成）
④公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地，面積，地目，現況 ・施設の立地条件（都市計画等法令上の規制等） ・公共施設等の規模，配置
⑤事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・協議，調停，仲裁，裁判 ・裁判管轄の指定
⑥事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される事業継続が困難となり得る事由の具体的列挙と対応措置 ・事業破綻事由に至った場合の具体的対応措置及び責任の負担（介入権，契約解除，事業引継（金融機関との直接協議に関する事項等），施設の移管等破綻事由に応じて事業計画または協定において約定すべき事項）
⑦法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	<p><法制上の措置に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な許認可に関連した措置がある場合は，その具体的内容 <p><税制上の措置に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用可能な税制上の特例措置がある場合は，その具体的内容 <p><財政上の措置に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の管理者等から出資がある場合は，その内容及び条件 <p><金融上の支援に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子融資枠が予算計上されている場合は，その制度概要 等
⑧その他特定事業の実施に関し必要な事項*	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に当たって議会の議決を経る必要の有無 ・法の定めのあるもののほか，情報公開の対象及び公開方法 ・環境保全への配慮及び環境アセスメントの実施に関する事項 ・実施方針に関する問い合わせ先 等

※⑧は第2次分権一括法によりPFI法第5条から削除されているが規定が適当。

<リスク分担表の内容例>

リスクの種類		リスクの内容	負担者			
			県	事業者		
共通	募集要項リスク	本事業に係り公表した募集要項等の記載誤り, 変更等	○			
	契約リスク	事業予定者と契約が結べない, または契約手続きの遅延	△	○		
	応募リスク	応募費用に関するもの		○		
	制度変更リスク	法令変更リスク	本事業に係る根拠法令の変更, 新規規制立法の成立に関するもの 上記以外の場合	○	○	
		許認可リスク	県が取得すべき許認可の遅延 工事の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延	○	○	
	社会リスク	住民対応リスク	施設の設置自体に関する住民反対運動, 訴訟, 要望に関するもの 事業者が行う調査, 建設に関する住民反対運動, 訴訟, 苦情, 要望に関するもの	○	○	
		環境リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音, 振動, 大気汚染, 水質汚濁, 地下水の断水, 有害物質の排出・漏洩)に関するもの		○	
		第三者賠償リスク	選定事業者の業務に起因する事故等により第三者に損害を与えた場合 所定の基準の範囲内で収まっているものの, 本件施設整備の施行に伴い避けることのできない騒音, 振動, 地盤沈下, 地下水の断水, 臭気の発生等により第三者に損害を与えた場合		○	
	経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保(県の資金調達分に関するもの) 上記以外の場合	○	○	
		変動リスク	急激な物価若しくは金利の変動があった場合		○	
	債務不履行リスク	事業者の債務不履行による中断・中止		○		
	不可抗力リスク	計画段階で想定していない(想定以上の)暴風, 豪雨, 地震又は落雷等の自然災害及び戦争等の人為的な事象による施設の損害等に関するもの	△	△		
	計画段階	測量・調査リスク	県が実施した測量・調査に関するもの 選定事業者が実施した測量・調査に関するもの	○	○	
		設計, 設計費用及び設計完了遅延リスク	県の指示条件や指示の不備・変更によるもの 上記以外の場合	○	○	
	建設段階	工事リスク	工事費増加リスク	県の指示が起因となり, 当初予定の工事費が増大する場合 選定事業者の責めにより, 当初予定の工事費が増大する場合	○	○
			工期遅延リスク	県の指示による設計変更が起因となり, 契約期日までに施設整備が完了しない場合 選定事業者の責めにより, 契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	○
不可抗力リスク		不可抗力により, 当初予定の工事費が増大する場合は契約期日までに施設整備が完了しない場合	△	△		
工事監理リスク		工事監理の不備により工事内容, 工期などに不具合が発生した場合		○		
施設損傷リスク		使用前に工事目的物や材料等に関する損害が生じた場合		○		
要求水準未達成リスク		施設完成後, 県による検査で発見された要求水準の不適合・施工不良		○		
瑕疵担保リスク		瑕疵担保期間中に発見された施設の隠れた瑕疵の担保責任		○		
事業終了リスク		事業期間に伴う諸費用の発生に関するもの		○		
維持管理段階	維持管理リスク	要求性能未達リスク	要求性能不適合(施工不良含む)		○	
		維持管理費用上昇リスク	事業者の事由による維持管理費用の上昇によるもの		○	
		施設瑕疵リスク	事業期間中に施設に瑕疵が見つかった場合		○	
		施設損傷リスク	選定事業者の業務に起因する損傷 第三者による施設の損傷		○	

<要求水準書の内容例>

項目	内容
①総論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準書の位置付け ・ 事業概要 ・ 民間事業者に期待する役割 ・ 管理者の役割 ・ 適用法令 等
②施設整備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前提条件 ・ 基本方針 ・ 業務範囲 ・ 業務ごとの要求水準 ・ 手順, 実施体制 等
③維持管理・運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前提条件 ・ 基本方針 ・ 業務範囲 ・ 業務ごとの要求水準 ・ 手順, 実施体制 等

※ 記載に当たっては、民間事業者のノウハウを活かすために「仕様発注」ではなく、「性能発注」の形を採ります。

◆ 詳しくは、内閣府「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」を参照してください。

(5) 実施方針に対する質問・意見への対応

- 実施方針に対する民間事業者からの質問・意見を受け付け、回答します。
- スケジュールは、民間事業者が十分に検討できるよう配慮します。(実施方針の公表から受付開始までに2週間程度確保したうえで、受付期間を1週間程度確保等)
- 質問・意見に対する回答は、民間事業者の検討に支障を及ぼさないよう速やかに行います。
また、回答は、公平性・透明性を確保するため全て書面で行い、民間事業者の不利益になるものを除き、原則として全ての民間事業者にウェブページ等により公表します。
- 質問・意見を参考にして、実施方針の見直しを行うことが可能ですが、その場合は速やかに公表します。

3 特定事業の選定・公表（PFI法第7条）

- 実施方針の策定後、当該事業の実施可能性を勘案し、実施することが適切と判断した事業については、PFI法第7条の規定に基づき、特定事業の選定・公表を行います。

◆ 詳しくは、内閣府「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」ステップ3を参照してください。

(1) 特定事業の選定

- 実施方針に対する質問・意見を踏まえるとともに、事業内容やVFM等を再検討して実施可能性を評価し、実施を決定した場合は、特定事業として選定します。
- 特定事業の選定に当たっては、事業者選定委員会で検討します。

<特定事業の選定の内容例>

項目	内容
①事業概要	・ 事業名称 ・ 公共施設等の管理者の名称 ・ 事業目的 ・ 事業形態（事業方式、事業範囲、事業期間等） 等
②県が直接実施する場合とPFIで実施する場合の評価	・ 定量的評価（財政負担見込額） ・ 定性的評価 ・ 総合的評価 等

(2) 特定事業の公表

- 特定事業の選定を行った場合は、速やかにウェブページ等で公表します。

(3) 債務負担行為の設定

- PFI事業は複数年度にわたる契約であるため、事業期間全体にわたる県負担額について、予算で債務負担行為を設定する必要があります。（独立採算型等、県負担額が全くない場合を除く。）

<債務負担行為の設定について>

設定時期	総合評価一般競争入札方式の場合 →入札公告前 公募型プロポーザル方式の場合 →契約締結前
設定期間	PFI事業の契約期間
設定額（限度額）	事業期間全体にわたる事業費総額（現在価値割引前）

4 民間事業者の募集・選定・公表（PFI法第8条）

- 特定事業の選定に続いて、これを実施する民間事業者を募集し、選定し、その結果を公表します。

◆ 詳しくは、内閣府「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」ステップ4を参照してください。

(1) 公募用の書類の作成

- 民間事業者の募集に当たって必要となる書類を作成します。
- 公募用の書類の作成に当たっては、事業者選定委員会で検討します。

<民間事業者の募集に当たって必要となる主な書類>

	業者選定方式別の必要書類		書類の内容
	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式	
①	入札説明書	募集要項	事業概要，参加資格要件，応募手続きなど，民間事業者の募集に当たっての基本的事項について示すもの
②	要求水準書	要求水準書	施設やサービスについて，県が求める具体的な水準を示すもの
③	落札者決定基準	事業者選定基準	民間事業者の提案を評価するための客観的な基準を示すもの
④	基本協定書（案）	基本協定書（案）	契約の締結に向けて，県と落札者（優先交渉権者）の義務や諸手続きを規定
⑤	契約書（案）	条件規定書 ^{※1}	事業における責任やリスクの分担など，県と民間事業者の役割分担を示すもの
⑥	モニタリング基本要領 ^{※2}	モニタリング基本要領 ^{※2}	民間事業者が提供するサービスの達成度の監視（モニタリング）の基本を示すもの

※1 公募型プロポーザル方式の場合，民間事業者の提案内容に応じて契約交渉が行われるため，この段階では契約書より内容が粗い条件規定書を作成します。

※2 モニタリング基本要領を定めず，要求水準書や契約書等に具体的に記載するケースもあります。

<入札説明書（募集要項）の内容例>

項目	内容
①事業概要	・ 事業名称, 事業目的, 事業形態, 事業期間 ・ 選定事業者の収入及び費用負担 等
②入札参加条件等	・ 入札参加者の資格要件 ・ 入札に当たっての留意事項 等
③入札及び選定方法等	・ 選定スケジュール ・ 入札説明書の閲覧, 説明会の開催 ・ 選定方法 等
④提示条件	・ 事業フレーム ・ 設計, 建設, 維持管理, 運営の業務内容 ・ 土地の使用等 ・ 特別目的会社（SPC）の設立 ・ 県とPFI事業者の責任分担 等
⑤契約手続等	・ 契約手続き ・ 契約保証金, 保険 等
⑥事業実施に関する事項	・ 業務の遂行 ・ 事業期間中の県とPFI事業者の関わり ・ 県による事業の実施状況の監視 等

<要求水準書の内容例>

第3章－2－（4）（P26）を参照してください。

<落札者決定基準（事業者選定基準）の内容例>

項目	内容
①選定方法	・ 審査の流れ ・ 事業者選定委員会の設置 等
②審査内容	・ 資格審査 ・ 評価項目, 評価基準, 配点 等

<基本協定書（案）の内容例>

項目	内容
①県及び落札者の義務	・ 事業契約締結に向けた努力義務 等
②事業予定者の設立	・ 落札者の構成企業がSPCの設立を行うこと 等
③株式処分の制限	・ 落札者の構成企業がSPCの株式に係る譲渡等処分の制限を受けること 等
④業務の委託等	・ 落札者の構成企業がSPCの業務を各構成企業及び協力企業に委託等すること 等
⑤事業契約の締結	・ 事業契約の締結期限 等
⑥準備行為	・ 落札者の構成企業が事業実施に必要な準備行為を実施し, SPCに引き継ぐ義務を負うこと 等
⑦事業契約不調時の処理	・ 事業契約の締結に至らなかった場合の処理 等
⑧秘密保持	・ 県及び落札者が基本協定に関して知り得た秘密を保持する義務

<契約書（案）（条件規定書）の内容例>

項目	内容
①事業全体に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の住所及び氏名 ・契約の目的 ・契約金額 ・事業の趣旨の尊重 ・契約期間，事業日程，事業概要 等
②施設の設計・建設に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設計に係る事項 (施設の設計，設計の変更等) ・施設の建設に係る事項 (施設の建設，土地の引き渡し，工事に伴う調査，工期の変更，第三者に与える損害，不可抗力による損害等) ・施設の管理者等による確認に係る事項 (現場立ち合い，完工検査等) ・施設の引渡しに係る事項 (施設の引渡し，引渡しの遅延，瑕疵担保等) 等
③施設の維持管理・運営に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・運営の実施 ・第三者による実施 ・業務別仕様書 ・業務報告 ・第三者に与える損害，不可抗力による損害 等
④サービス対価の支払等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス対価の支払 ・サービス対価の減額，改定 等
⑤契約の終了	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理者等の解除権 ・選定事業者の解除権 ・不可抗力による解除権 等
⑥その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・選定事業者の権利義務の処分 ・選定事業者の株式の譲渡 ・経営状況の報告 ・遅延損害金，履行保証，保険加入義務，守秘義務 ・疑義に関する協議 等

◆詳しくは、内閣府「契約に関するガイドライン」を参照してください。

◆また、契約書の作成に当たっては、「茨城県財務規則」を参照してください。

<モニタリング基本要領の内容例>

項目	内容
①総論	<ul style="list-style-type: none"> ・位置づけ，体制，対象業務 等
②設計・建設時のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの方法 ・未達成の場合の措置
③維持管理・運営時のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの方法 ・未達成の場合の措置

(2) 民間事業者の募集

- 茨城県財務規則に基づき、入札の公告（公募）を行います。
- 入札説明書（募集要項）等の公募用の書類について、県報登載、ウェブページ掲載、民間事業者への配布等を行います。説明会の開催も有効です。
- 入札公告（公募）に対する民間事業者からの質問を受け付け、回答します。
スケジュールは、民間事業者が十分に検討できるよう配慮します。
回答は、民間事業者の検討に支障を及ぼさないよう速やかに行います。
また、回答は、公平性・透明性を確保するため全て書面で行い、民間事業者の不利益になるものを除き、原則として全ての民間事業者にウェブページ等により公表します。

(3) 民間事業者の選定・公表

- 民間事業者からの入札・提案に対し、事業者選定委員会を開催し、落札者決定基準（事業者選定基準）に従い、落札者（優先交渉権者）を選定します。
- 選定結果は、県報登載やウェブページ掲載等により公表します。

<事業者選定委員会における選定の流れの例>

①入札・提案を事務局において整理・分析し、提示
②必要に応じ、提案者からのヒアリング・プレゼンテーションを実施
③中間評価（採点）
④中間評価に基づく意見交換
⑤最終評価（採点）
⑥落札者（優先交渉権者）の選定

<公表内容の例>

①審査方法（審査項目と審査基準）
②審査経過
③審査結果（全ての参加事業者名及び点数）
④講評

5 契約の締結

- 落札者（優先交渉権者）に選定された民間事業者と契約条件の交渉を行い、契約を締結します。

◆ 詳しくは、内閣府「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」ステップ5を参照してください。

(1) 基本協定の締結

- 落札者（優先交渉権者）の選定後、基本協定書（案）に基づき、落札者の構成企業と基本協定を締結します。
- 基本協定は、契約の締結に向けて、県と落札者（優先交渉権者）の義務や諸手続きを規定するものです。

<基本協定書の内容例>

第3章－4－（1）（P29）を参照してください。

(2) 仮契約の締結

- PFI法第12条及び同法施行令の規定により、PFI契約の予定価格の金額（維持管理費、運営費等を除く）が5億円以上となる契約については、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、仮契約を締結します。
（議会で議決された時点で本契約の効力が発生する旨の停止条件を付した仮契約）
- 契約書については、総合評価一般競争入札方式の場合は、入札公告時の契約書（案）の内容を変更しない範囲で落札者と交渉して作成します。
また、公募型プロポーザル方式の場合は、公募時の条件規定書を基に契約内容に関して優先交渉権者と交渉して作成します。

<契約書の内容例>

第3章－4－（1）（P30）を参照してください。

(3) 議会の議決

- P F I 法第 12 条及び同法施行令の規定により，P F I 契約の予定価格の金額（維持管理費，運営費等を除く）が 5 億円以上となる契約については，あらかじめ議会の議決を経る必要があります。

<議案に盛り込む事項の例>

公共施設等の名称，所在地，構造，延床面積，契約期間，契約金額，支払方法，契約の相手方 等
--

(4) 本契約の締結・公表

- 議会の議決を経た後，本契約を締結します。（議会で議決された時点で本契約の効力が発生する旨の停止条件を付した仮契約を締結している場合は，効力が発生します。）
- P F I 法第 15 条第 3 項の規定により，契約を締結したときは，遅滞なく，当該契約の内容を公表し，少なくとも公表した日の翌日から起算して 1 年間が経過する日まで掲示または閲覧に供する必要があります。

<公表すべき契約内容>

①公共施設等の名称及び立地
②選定事業者の商号または名称
③公共施設等の整備等の内容
④契約期間
⑤事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
⑥契約金額
⑦契約終了時の措置に関する事項

(5) 直接協定（ダイレクト・アグリーメント）の締結

- 直接協定（ダイレクト・アグリーメント）とは，P F I 事業者による事業の実施が困難となった場合に，S P C へ融資している金融機関が県に対して，P F I 事業契約の解除権行使を一定期間留保することを求め，金融機関による P F I 事業に対する一定の介入を可能にするため，県と金融機関の間で締結される協定です。
- 要求水準の未達や期限の利益の喪失等一定の事項が生じた場合の相互の通知義務や，選定事業者の発行する株式や有する資産への担保権の設定に対する管理者等の承諾などについて規定されます。

◆ 直接協定について，詳しくは，内閣府「P F I 事業の課題に関する検討報告書～直接協定の典型例について～」（平成 16 年 7 月）を参照してください。

6 事業の実施・監視・終了

- P F I 事業者との契約締結後，当該契約に基づき，事業が実施されます。県は，そのサービス水準が適切に確保されているか，事業期間終了まで監視（モニタリング）を行います。

◆ 詳しくは，内閣府「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」ステップ6及び7並びに「モニタリングに関するガイドライン」を参照してください。

(1) 事業の実施・監視（モニタリング）

- 県は，契約事項が遵守され，契約で定められたサービス水準が適切に確保されているか，モニタリング基本要領（要求水準書や契約書等で具体的に記載するケースもあります。）に基づきモニタリングを実施します。
- サービス水準が適切に確保されていない場合には，是正を求めるとともに，契約に従って県支払額の減額等の措置を講じます

<モニタリング基本要領の内容例>

第3章－4－（1）（P30）を参照してください。

(2) 事業の終了

- 事業契約に定める事業の終了時期となったとき，P F I 事業は終了となります。この際，土地等の明渡し等，あらかじめ契約等で定められた資産の取扱いにのっとった措置を講じます。

<お問い合わせ>

茨城県総務部行財政改革・地方分権推進室

所在地 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

電 話 029-301-2211

F A X 029-301-2219

メー ル gyobun@pref.ibaraki.lg.jp